

平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、平生町が実施する平生町防災公園等整備事業（以下「本事業」という。）に係る共同企業体の適正な運用を図り、本事業の円滑かつ適正な実施を確保するため、異業種特定建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（結成方法等）

第2条 本事業について設計・施工一括発注方式を実施するにあたり、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく建築士事務所の登録を受けている事業所並びに建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく建築一式工事の許可を受けている事業所との共同企業体を結成させるものとする。

2 共同企業体の結成は、構成員の自主結成とする。

3 構成員に平生町内に事業所を有する事業者を含むものとする。

4 共同企業体の経営の形態は、分担方式（乙型）とする。

5 共同企業体を結成した構成員は、協定書において、その担当する業務を明らかにするものとする。

6 構成員の内の1者が、設計業務又は施工を兼ねて実施することはできないこととする。

7 共同企業体を結成した構成員は、本事業において他の共同企業体の構成員になることはできない。

8 本事業に係る請負契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、契約履行後、町が承諾した期間を経過するまでとする。

9 本事業につき、瑕疵があったときは、前項の期間の満了後においても、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

10 本事業につき結成された共同企業体のうち、請負契約の相手方とならなかった共同企業体は、本事業に係る協定が締結された日をもって解散されたものとみなす。

（対象事業）

第3条 対象事業は、平生町防災公園等整備事業とする。

（構成員の数）

第4条 共同企業体の構成員の数は、設計者1者、施工者2者以下とする。

（構成員の資格）

第5条 共同企業体の構成員は、平生町防災公園等整備事業公募型プロポーザル募集要領に定める参加資格を満たす者とする。

（出資比率）

第6条 共同企業体の構成員の出資比率は、設計・工事監理業務及び施工ごとに定め、共同企業体のすべての構成員が均等割の10分の6以上であるものとする。

（共同企業体の結成届）

第7条 共同企業体を結成し、プロポーザルに応募する場合は、参加者構成表の提出にあわせて平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体結成届出書（様式第1号）を提出するものとする。

（共同企業体の適格性の確認）

第8条 届出書の提出があったときは、共同企業体の適格性の確認を事務局において行うものとする。

（代表者）

第9条 共同企業体の代表者は、構成員中、施工において出資比率の最も大きい者とする。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月24日から施行する。

(様式第 1 号)

平生町防災公園等整備事業
異業種特定建設共同企業体結成届出書

年 月 日

平 生 町 長 様

届出者(共同企業体の代表者)

住 所

商号又は名称

代表者名

印

このたび、平生町防災公園等整備事業公募型プロポーザルに参加したく、別紙のとおり共同企業体を結成したので届け出ます。

別紙

共同企業体の名称		平生町防災公園等整備事業 異業種特定建設共同企業体			
構成員	《施工》				
	商号又は名称 (代表者)	許可番号	許可年月日	許可業種	
	《設計・工事監理》				
	商号又は名称	登録番号	登録年月日	登録業種	
当該事業の実施方法		施工及び設計業務の分担と共同方式			
構成員の出資の割合		《施工》			
		商号又は名称			%
		商号又は名称			%
構成員の出資の割合		《設計・工事監理》			
		商号又は名称			%

添付書類

様式第2号（平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体協定書）の写し
様式第3号（使用印鑑届）

(様式第2号)

平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して行うことを目的とする。

(1) 平生町発注に係る平生町防災公園等整備事業（当該事業内容の変更に伴う事業を含む。）の請負等

(2) 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、契約履行後、平生町が承諾した期間を経過するまでの間は、解散することができない。

2 事業を請け負うことができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該整備事業に係る協定が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

《施工》

住所

商号又は名称

住所

商号又は名称

《設計・工事監理》

住所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、設計・工事監理業務及び施工に係る見積、契約の締結、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに委託料の額、工事請負代金（前払金等を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果物（契約書に規定する指定部分に係る成果物及び部分引渡しに係る成果物を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者である企業に委任するものとする。なお、当企業体の解散後、当企業体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(構成員の担当業務及び出資の割合)

第8条 各構成員の担当業務等及び出資の割合は、担当業務等ごとに定め次のとおりとする。
ただし、当該整備事業について発注者と契約内容の変更増減があっても、担当業務等ごと

の構成員の出資の割合は変わらないものとする。

《施工》

商号又は名称 %

商号又は名称 %

《設計・工事監理》

商号又は名称 %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して、評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員で構成する総合運営委員会及び担当業務等ごとの担当運営委員会を設け、組織及び編成並びに当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該整備事業の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 全構成員は、担当業務等の契約の履行及び下請契約その他の整備事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、当企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、事業完成後当該事業について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(構成員相互間の責任分担)

第15条 構成員がその分担事業に関し発注者及び第三者に与えた損害は、全構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、総合運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第16条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(事業途中における構成員の脱退等に対する措置)

第17条 構成員は、発注者及び構成員全員の承諾がなければ、当企業体が整備事業を完了する日までは脱退することができない。

2 全構成員のうちいずれかが整備事業途中において脱退及び破産又は解散した場合において、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承諾を得て、新たな構成員を当該企業体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共

同連帯して整備事業を完了するものとする。

（構成員の除名）

第18条 当企業体は、全構成員のうちいずれかが、事業の途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承諾を得て当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条を準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承諾により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

2 第1項の規定により代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、第17条を準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第20条 当企業体が解散した後においても、当該整備事業につき瑕疵があったときは、全構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第21条 この協定に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり異業種特定建設共同企業体協定を締結したので、その証としてこの協定書通を作成し、各構成員が記名押印の上、各自1通を所有するものとする。

年 月 日

平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体
（施工）

代表者 住所

商号又は名称

代表者名

印

構成員 住所

商号又は名称

代表者名

印

（設計・工事監理）

構成員 住所

商号又は名称

代表者名

印

(様式第3号)

使 用 印 鑑 届

平 生 町 長 様

年 月 日

平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体の代表者の使用印



上記の印鑑は、見積、契約の締結並びに請負代金の請求及び受領のために使用した

いので届け出ます。

年 月 日

平生町防災公園等整備事業異業種特定建設共同企業体

共同企業体の代表者

住 所

商号又は名称

代表者名

印